

II

防犯カメラ設置費補助金

地域の防犯活動を補完し支援するための補助金です

この補助金は、犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の防犯活動を補完し、支援することを目的としています。

地域で起こる犯罪を防ぐために最も効果的なものは「地域の目」です。

防犯カメラを設置したから安心なのではなく、地道な防犯活動との組み合わせが必要です。



1 補助金の概要

補助対象者

自治会
地域づくり協議会
商店街振興組合等

- ① 防犯活動の実績があり、今後も継続的な活動が見込まれること。
- ② 防犯カメラを設置する目的が、地域の防犯対策であること。
- ③ 防犯カメラを設置することについて、地域住民の理解が得られていること。
- ④ 防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者の承諾又は必要な許可が得られていること。
- ⑤ 防犯カメラの撮影範囲内に、やむを得ず玄関等の私的な空間が含まれる場合は、所有者又は居住者の承諾が得られていること。
- ⑥ 暴力団等と無関係であること。



補助内容

1/2を補助
上限額10万円

1団体につき年度内2台まで

- ① 補助率は補助対象経費の1/2で、防犯カメラ1台につき10万円を限度とします。(補助金額は千円未満切り捨て)
- ② 補助対象となる防犯カメラの台数は1団体あたり年度内に2台までとします。

補助対象経費

機器購入費
設置工事費
表示看板の設置費用

- ① 保守費用、修理費用、電気代等、維持管理に係る費用は補助対象外です。
- ② 補助金交付決定前に発生した費用は、補助対象となりません。設置工事等は、必ず交付決定の後に行ってください。
- ③ 表示看板は防犯カメラ1台につき3枚まで。

**補助対象
防犯カメラ**

道路や公園等

**公共の場所を撮影するもの
録画装置を備えているもの**

- ① 犯罪を予防するために**公共の場所**(道路、公園等)を撮影する防犯カメラで、**録画装置**を備えていることが条件です。
- ② ごみ集積所等の**施設の管理を主たる目的とする監視カメラ**は補助対象外とします。



遵守事項

**違反した場合は、補助金の返還を
求めることがあります**

- ① **条例を遵守**し、防犯カメラの適正な設置及び運用を行うこと。
- ② 防犯カメラを設置してから**5年間**は、**継続して利用**すること。
- ③ 防犯カメラを設置してから5年間は、各年度の3月末日までに、防犯カメラ運用報告書(第5号様式。26ページ参照)を市長に提出すること。
- ④ 画像データの保存期間は、記録した日から**30日以内**の期間とすること。
- ⑤ 設置工事等を暴力団等に委任し、又は請け負わせないこと。

必ず守って
ください。



補助金額の算出例

例1 防犯カメラ1台 費用合計18万5千円	例2 防犯カメラ1台 費用合計25万円	例3 1か所に防犯カメラ2台 費用合計38万円
$185,000 \text{ 円} \times \text{補助率 } 1/2 = 92,500 \text{ 円} (< 10 \text{ 万円})$ 補助金額 92,000 円 (千円未満切り捨て)	$250,000 \text{ 円} \times \text{補助率 } 1/2 = 125,000 \text{ 円} (> 10 \text{ 万円})$ 補助金額 100,000 円 (上限額を交付)	(1台分の補助金額) $380,000 \text{ 円} \times 1/2 \times \text{補助率 } 1/2 = 95,000 \text{ 円} (< 10 \text{ 万円})$ 補助金額計 190,000 円 (2台分の補助金額)
※ 費用合計額に補助率を乗じた額が上限額の範囲内	※ 費用合計額に補助率を乗じた額が上限額を超える	※ 1台あたりの費用は費用合計額を按分して算出

2 申請から交付までの流れ

① 事前相談



② 交付申請



③ 交付決定通知



④ 設置工事



⑤ 実績報告



⑥ 補助金交付額確定通知



⑦ 請求



⑧ 交付

① 補助申請者→ 鈴鹿市
交付申請の前に鈴鹿市交通防犯課へご相談ください。



② 補助申請者→ 鈴鹿市
鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に以下の書類を添付して提出してください。(P11 参照)
(1) 団体調査票(第2号様式)(P13 参照)
(2) 条例第4条に規定する設置運用基準(P15~P23 参照)
(3) 防犯カメラの設置場所の現況写真
(4) 防犯カメラの設置に要する費用見積書
(5) 防犯カメラの仕様等、概要を示した書類(カタログ等)
(6) 設置場所の所有者・管理者の承諾、許可等が確認できる書類
撮影範囲内に含まれる建物の所有者等の承諾が確認できる書類
(P24, P25 参照)

③ 鈴鹿市→ 補助申請者
補助金の交付が適当と認められる場合は交付を決定し、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書(第3号様式。以下「交付決定通知書」という。)により通知します。

④ 補助申請者
交付決定通知書を受けたら、防犯カメラの設置を進めてください。

⑤ 補助申請者→ 鈴鹿市
防犯カメラの設置完了後30日以内又は3月末日のいずれか早い日までに鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金実績報告書(第9号様式。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添付して提出してください。(P27 参照)
(1) 防犯カメラの設置費用に係る領収書等収支が確認できる書類の写し
(2) 設置した防犯カメラの現況写真
(3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像の写し

⑥ 鈴鹿市→ 補助申請者
実績報告書の内容を審査のうえ補助金額を確定し、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付額確定通知書(第10号様式。以下「確定通知書」という。)により通知します。

⑦ 補助申請者→ 鈴鹿市
確定通知書を受けたら、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付請求書(第11号様式。以下「請求書」という。)を提出してください。(P28 参照)

⑧ 鈴鹿市→ 補助申請者
請求書に指定の口座に補助金を振り込みます。

